

SATO'S NEWS LETTER

年頭の御挨拶

新年、明けましておめでとうございます。

今年が平成最後の年、そして新しい年号の始まる年でもあります。

この30年間いろいろな刷新が行われ、また事件やドラマを生んできました。



これからの30年間で、何がどう変化していくのでしょうか。

人事の面では、「働き方改革」が行政の課題となって何年かが経ちます。近年人事・労務に係るいろいろな法律が成立し、これから漸時施行されていきます。

中小企業にとっては大きな経営課題であり、この対策をおろそかには出来ないところです。私共社会保険労務士も、一層力を入れてそのお手伝いをさせて頂くこととなります。

もちろん法律に従って改善を図っていくことも必要ですが、それ以上に大切なのは、一人一人のやりがい、働き甲斐の形成だと思います。この為の努力こそが、企業の価値をさらに高める礎となるでしょう。

一昨年12月1日に設立したサトーアソシエイツ株式会社もまる一年が経ちました。人事・労務関係のクラウドサービス、AI、IoT、RPAなどのサービスの導入支援、テレワークを含むバックオフィス業務などを事業内容としております。社会保険労務士法人サトーの業務に加えてサービスの内容を広げることで、お客様にとって、“サトーに相談すれば大概のことはやってくれる”という存在になりたいと思っております。

サトーも50人を超える所帯となりました。本年も、事務所全員が一丸となり、新しいことにもチャレンジしながら、お客様のために精一杯頑張ります。どうぞよろしくお付き合いください。

年頭にあたり、皆様のご繁栄、ご多幸をお祈り致します。

平成31年元旦

代表社員 佐藤 克則



2018年12月・
2019年1月合併号
(No.108)



CONTENTS

- 年頭の御挨拶 P.1
- 労働時間の把握が義務化されます P.2
- 「つながらない権利」って？勤務時間外のメール対応を考えよう P.3
- セミナー情報 P.4
- 人事労務ニュース P.4

1月の社会保険労務と税務

1月10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

1月31日

- 健康保険・厚生年金保険料納付
- 法定調書の提出
- 給与支払報告書の提出
(1月1日現在のもの)
- 労働保険料の納付
(延納第3期分)

公式 Facebook ページ開設



いいね!

労働時間の把握が義務化されます。

全ての事業所で 2019 年 4 月 1 日より労働時間の把握が義務化されます。

(現在)

労働時間を客観的に把握することについては、通達で規定されていましたが、管理監督者や裁量労働制適用者については通達の対象外とされていました。

【理由】

- ・管理監督者は、時間外・休日労働の割増賃金の支払義務がないため
- ・裁量労働制の適用者は、みなし時間に基づき割増賃金の算定をするため

(改正後)

健康管理の観点から、管理監督者や裁量労働制が適用される人も含め、すべての人の労働時間の状況が、客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけられます。 <労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3 (新設)>

労働時間の状況を客観的に把握することにより、長時間働いた労働者に対する医師による面接指導 (※) を確実に実施します。

※「労働安全衛生法」に基づいて、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、使用者は医師による面接指導を実施する義務があります。

※今後は管理監督者や裁量労働制の適用者についてもタイムカードや I Cカード、出勤簿等により労働時間を把握する必要がございます。

※**管理監督者を含めたすべての人が対象です。**

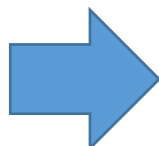
・医師による面接指導の対象となる労働者の要件が以下のように変更されます。

(改正前)

週 40 時間を超える残業が **100 時間**を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者

(改正後)

週 40 時間を超える残業が **80 時間**を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者



「つながらない権利」って？ 勤務時間外のメール対応を考えよう

「つながらない権利」とは？ 勤務時間外のメール対応を考えましょう

◆「つながらない権利」とは

「つながらない権利」をご存じでしょうか。労働者が、勤務時間外や休暇中に、仕事上のメール等への対応を拒否できる権利のことです。アメリカ・ニューヨーク市で現在、「勤務時間外のメール等への返信を労働者に強いることを禁じる」条例案が審議されています。（日本経済新聞 10月29日夕刊）

◆先行する各国、各社の例

つながらない権利の法制化で先行したのがフランスです。2017年、従業員50人以上の企業を対象に、時間外のメールの扱いを労使で協議するよう義務付けました。またイタリアでも、2017年に成立したいわゆるスマートワーカー（働く時間・場所を特定しない労働者）を保護する法律において、つながらない権利を雇用契約に明記するよう義務付けています。

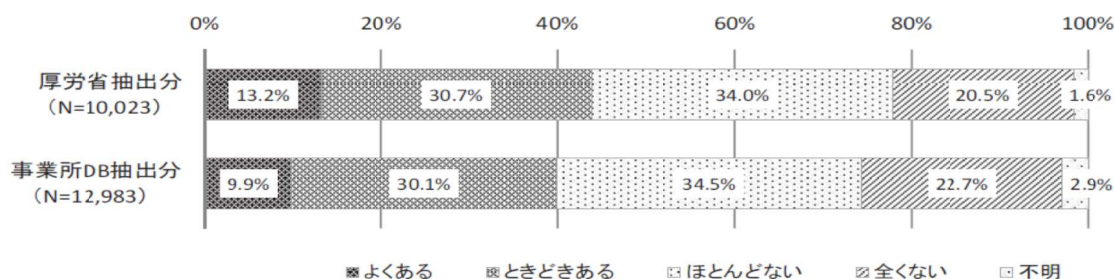
また、企業独自の施策として、ジョンソン・エンド・ジョンソン（午後10時以降のメール禁止）や、ダイムラー（長期休暇中の社内メールを受信拒否、自動削除）の例が知られています。日本企業でも、三菱扶桑トラック・バス（ダイムラーの子会社）が、同様の措置をとっています。

◆「つながらない権利」で労使トラブル予防

日本では現状、法令などで「つながらない権利」が定義されている訳ではありません。とはいえ、使用者側が、明確な社内ルールや指示に基づき「つながる」ことを求めた場合や、過剰に「つながっている」状態を把握しながらも黙認していた場合などは、労働から離れることが保障されていない待機等の時間（いわゆる手待ち時間）として、労働時間とみなされるおそれがあります。後々、時間外労働分の割増賃金を請求されるリスクや、労災発生時に認定基準における労働時間としてカウントされるリスク等々がありますので、ある程度「つながらない権利」を意識することは、労使トラブル予防の観点から有効です。

◆4割以上の労働者が、勤務時間外でも「つながっている」

実態として、勤務時間外や休暇中にメール・電話・LINE等で「つながる」ことは珍しくありません。調査によれば、43.9%の労働者が、「勤務時間外に電話・メール等で仕事関係の連絡をとる」ことが「よくある」「ときどきある」とのことです。（労働政策研究・研究機構「裁量労働制等の労働時間制度に関する時間調査」（厚労省抽出分））



現在は、テレワークをはじめとする多様な働き方の浸透や、ICT技術の普及により、昔より「つながる」機会が増えている時代といえます。「つながる」ことが良い結果を生む場合もあるでしょう。自社の実態を踏まえた「つながり方」を模索するべきではないでしょうか。

セミナー情報

初めての人事労務 free セミナー

人事労務 free の概念、考え方、より効果的な使い方、はたまた弱点まで！
担当：サトーアソシエイツ株式会社 専務取締役 杉野慎（すぎのしん）氏

「人事労務 free を使ってみたいけど、よくわからない…」

「やりたいことが実現可能なツールかどうか知りたい」

「事務所のレベルアップもしくは個人のスキルアップのために、人事労務 free を利用することを検討しています。」

などの方に向けてお送り致します。

◆日時：平成 31 年 1 月 5 日（土）13：30～15：30

「人事労務 free でできることを知ろう」

平成 31 年 1 月 12 日（土）13：30～15：30

「人事労務 free で従業員管理（入社手続き、マスター設計）をしよう」

平成 31 年 1 月 26 日（土）13：30～15：30

「人事労務 free で給与計算・賞与計算をしよう」

◆会場：社会保険労務士法人サトー 研修室

（広島市中区中町 7-41 広島三栄ビル 8 階）

◆費用：お一人様 2,000 円

◆お申し込み締切：各開催日前日まで

◆お申込み、お問い合わせ：サトーアソシエイツ株式会社 Facebook
 ページまで

<https://ja-jp.facebook.com/satoassociates/>



人事労務ニュース

・企業のパワーハラ防止を義務化（12月15日）

厚生労働省は、労働政策審議会に職場のパワーハラスメント防止を法律で義務付ける報告書を示し、了承されました。

2019年の通常国会に提出します。法律ではパワーハラを「優越的な関係に基づき、業務の適正な範囲を超えて、身体・肉体的苦痛を与えること」と定義し、防止策に取り組むことを企業に義務付けます。労働施策推進法を改正して盛り込む方針です。

・厚年・健保適用拡大の議論が始まる（12月19日）

厚生労働省は、18日、働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会の初会合を開きました。

来夏を目途に短時間労働者への適用拡大を検討し、2020年の通常国会に法案を提出する方針です。企業規模や月給の要件を引き下げる必要がありますが、保険料の一部を負担する企業側の反発も強いです。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
 730-0037 広島県広島市中区中町 7-41 広島三栄ビル 8 階

月～金 9：00～18：00（12：00～13：00を除く）
 電話：082（546）2080 FAX：082（546）2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
 101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9：00～18：00（12：00～13：00を除く）
 電話：03（5829）8982 FAX：03（5829）8983